

休業補償保険のご案内

企業総合補償保険(休業損失補償条項、食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)セット)

※このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険始期 : 2021年6月1日以降のご希望日

募集締切日 : 随時申込み可能



もしも・・・の事故で休診した際の収入減を 保険で手当てしませんか？

こんな時、保険金をお支払いします。

NEW
患者が特定感染症(※)に感染し保健所の指示で休診

介護施設で食中毒が発生、保健所の指示で休業

病院が火災で半焼し休診

台風で河川が氾濫し診療所が浸水し休診

患者の車が診療所に飛び込み出入口を損壊し休診

給排水設備の事故で診療所の床が水浸しとなり休診

(※) 特定感染症

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
指定感染症	新型コロナウイルス感染症

【補償範囲】

										
火災	落雷	破裂・爆発	風災・雹災・雪災 (注1)	水災 (注1)	建物外部からの物体の落下・飛来	騒じょう等の破壊行為	給排水設備の事故などによる水もれ	盗難	特定感染症 (注2)	食中毒 (注3)

(注1) 休業2日目から最大1カ月までを補償。

(注2) 保健所等の指示により休業した場合にお支払い対象となり、休業2日目から最大14日までを補償。1事故あたり500万円限度。消毒等を行った場合は20万円を先支払いします。

(注3) 保健所等の指示により休業した場合にお支払い対象となり、休業2日目から最大1カ月までを補償。

【お支払い金額】

①休業損失保険金額（ご契約金額）×休業日数

②休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用：仮店舗費用・移転費用など

【過去のお支払い事例】

- ・病院でノロウィルスが発生し、保健所による入院およびリハビリ制限の指導があり収入が減少 ⇒ 476万円
- ・台風により診療所が浸水し休診 ⇒ 635万円
- ・ビル屋上の排水管が詰まっていたため、台風の豪雨でオーバーフローし、病院内に雨水が流れ込み休診 ⇒ 375万円

【年間保険料】

保険期間：1年、約定復旧期間：1カ月、集団扱一括払割引5%適用

保険金額(1日につき)	10万/日	20万/日	30万/日	40万/日	50万/日
鉄筋コンクリート造	9,160	18,320	27,480	36,630	45,800
鉄骨	16,850	33,690	50,540	67,370	84,220
木造	22,110	44,210	66,320	88,430	110,530

※1日あたり保険金額は、1万円単位で設定が可能です。詳細は取扱代理店にご連絡ください。

※保険金額の設定方法：1日あたりの粗利益（営業利益+固定費）

※新規加入時は、保険始期翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症は対象外です。

< 取扱代理店 >	一般社団法人 長野県医師会 〒380-8571 長野市大字三輪1316-9	TEL 026-219-3600
< 引受保険会社 >	損保ジャパン株式会社 長野法人支社 〒380-0816 長野市三輪武井1313-11	TEL 026-235-8126